

さいたま市プレミアム付商品券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費税・地方消費税の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、暫定的・臨時的な措置として実施する、プレミアム付商品券に係る事業のうち、プレミアム付商品券の購入引換券の交付等に係る事務について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム付商品券 前条の目的を達するために、実行委員会によって販売される有価証券をいう。
- (2) 扶養外住民税非課税者 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の全額を免除された者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税の全額を免除された者を除く。）と生計を一にする親族その他市長が別に定める者を除く。）で市長が別に定めるものをいう。
- (3) 三歳未満子育て世帯主 市長が別に定める基準日において、三歳未満の児童として市長が別に定めるもの（以下「対象児童」という。）の属する世帯の世帯主で市長が別に定めるものをいう。
- (4) 購入対象者 この要綱の規定により、プレミアム付商品券を購入できる者で、扶養外住民税非課税者及び三歳未満子育て世帯主をいう。
- (5) 交付 この要綱の規定により、市長が購入対象者にさいたま市プレミアム付商品券購入引換券（様式第1-1及び1-2号。以下「購入引換券」という。）を交付することをいう。
- (6) 申請 扶養外住民税非課税者で、プレミアム付商品券を購入しようとする者（以下「申請者」という。）が、この要綱の規定により、市長に対して交付を求

める行為をいう。

- (7) 扶養者 申請者と生計を一にする者で、申請者が扶養外住民税非課税者に該当するかを判断するために、市長が調査の対象とする者をいう。
- (8) 申請代理人 申請者の代理人として申請を行うことができる者をいう。
- (9) 購入権者 交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者をいう。
- (10) 購入代理人 購入権者の代理人又は使者として商品券を購入できる者をいう。
- (11) 交付事務員 この要綱の規定により、交付に係る事務に従事する市長又はその委任を受けた市職員及びこれらの者の履行補助者（交付に係る事務に従事する市長又はその委任を受けた市職員を補助する者で市長が別に定めるもの。）をいう。
- (12) 本人確認書類 申請者、申請代理人、購入権者及び購入代理人が本人であることを確認するための書類で市長が別に定めるものをいう。
- (13) 実行委員会 さいたま市プレミアム付商品券発行事業実行委員会規約に定める実行委員会をいう。

（申請）

第3条 申請は、さいたま市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書（様式第2-1及び2-2号。以下「申請書」という。）を市長に提出することにより行わなければならない。

- 2 市長は、申請者が申請書を提出する際に、本人確認書類の提示、又はその写しの添付を求めることができる。
- 3 前項の場合において、日本国籍を有しない者が提示し、又はその写しの添付をした本人確認書類で在留期間が確認できない場合は、市長は、申請者に対し、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書又は仮滞在許可書のうちいずれか1つの提示、又はその写しの添付を求めることができる。
- 4 申請書の受理開始日は、令和元年8月1日とする。
- 5 申請の期限は、令和元年11月29日とする。ただし、市長が災害その他やむを得ない事由により当該期限までに申請することができないと認めるときは、この限りではない。

(代理申請)

第4条 申請代理人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 申請者が世帯主である場合は、市長が別に定める基準日において、当該申請者と同一の世帯に属する世帯員
- (2) 申請者が世帯主以外の場合は、市長が別に定める基準日において、当該申請者と同一の世帯に属する世帯主又は世帯員
- (3) 申請者の法定代理人等
- (4) 前3号に掲げる者のほか、申請者に代わって申請を行うこと（以下「代理申請」という。）について、正当な事由があると市長が認めた者

2 市長は、前項第3号又は第4号に掲げる申請代理人が申請書を提出する際に、当該申請代理人に対し、次の各号に掲げる書類の提示、又はその写しの添付を求めることができる。

- (1) 申請者及び申請代理人の本人確認書類
- (2) 申請者と申請代理人との関係を証する書類として市長が別に定めるもの

(申請の補正)

第5条 申請がこの要綱の規定及び第17条の規定により市長が別に定めるものの規定に適合していない場合で、補正することができるものであるときは、市長は申請者又はその申請代理人に相当の期間を定めて補正を命じるものとする。

(交付事務員の質問検査権等)

第6条 交付事務員は、交付に係る事務を行うために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問をし、又はこれらの者に関する証明書その他の物件の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 購入対象者に該当すると認められる者
- (2) 申請者又は前号の者のうち申請をいまだ行っていない者
- (3) 前2号に規定する者が世帯主である場合は、その世帯員（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の2第2項に規定する世帯員をいう。以下同じ。）

- (4) 第1号又は第2号に規定する者が世帯主以外である場合は、その者と同一の世帯に属する世帯主及び世帯員
 - (5) 申請代理人
 - (6) 扶養者
 - (7) 前各号に掲げる者以外の者で交付に係る事務に関し直接関係があると市長が認めた者
- 2 前項に規定する交付事務員の権限は、犯罪捜査及び地方税の賦課徴収のために認められたものと解釈してはならない。
 - 3 交付事務員は、プレミアム付商品券に係る事務に関する調査について必要がある場合で、申請者又は扶養者からさいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）第5条第3項第1号及び第7条第1項第1号に規定する同意を得たときは、これらの者の同条例第2条第1号に規定する個人情報（当該個人情報が地方税法第22条に規定する秘密に該当する場合を含む。）について、同条例の規定により実施機関が保有する簿書及び資料（これらの写し及び電子記録を含む。以下「資料等」と総称する。）の閲覧又は記録をすることができるほか、実施機関から必要な資料等の提供を受けることができる。
 - 4 申請者又は扶養者が民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者である場合において、これらの者が未成年その他精神上的障害等により事理を弁識する能力を欠く常況にあるときは、その者の同法の規定による親権者、未成年後見人、成年後見人並びに代理権授与の審判がされた保佐人及び代理権授与の審判がされた補助人（以下「法定代理人等」と総称する。）の同意をもって、前項の同意があったものとみなす。

（交付決定及び交付）

- 第7条 市長は、申請書の提出があった場合において、申請者が購入対象者に該当するときは、交付決定をしなければならない。
- 2 市長が交付決定をしたときは、申請者に対して、さいたま市プレミアム付商品券購入引換券交付決定通知書（様式第3号）により交付決定がなされたことを通知するとともに、交付をしなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、申請書の提出があった場合において、当該申請書が次の各号のいずれかに該当するときは、交付しないこととする決定（以下「不交付決定」という。）をし、さいたま市プレミアム付商品券購入引換券不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知しなければならない。
 - (1) 申請者が購入対象者に該当しないとき。
 - (2) 申請者又はその申請代理人が第5条に規定する補正の命令に従わなかったとき。
 - (3) 申請が偽りその他不正の手段によりされたとき。
 - (4) 申請が第3条第4項の申請書の受理開始日から同条第5項の申請の期限までに行われなかったとき。
 - (5) 申請代理人がその要件を欠くとき。
 - (6) 申請者又は前条第1項第3号から第7号までに掲げる者が、同項の規定による交付事務員の質問に対し答弁をしないとき若しくは虚偽の答弁をしたとき又は必要な証明書その他の物件の提示若しくは提出を拒んだとき。
 - (7) 前条第3項の同意を欠くとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、不交付決定をすることについて、市長が相当であると認めるとき。
- 4 市長は、第3条の規定にかかわらず、三歳未満児子育て世帯主に該当する者に対して交付決定を行うものとする。
- 5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業その他市長が別に定める措置等を実施している対象児童又は配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者に係る前項の適用については、市長が別に定めるところによる。
- 6 市長が別に定める基準日以後に本市に転入した購入対象者（以下この条において「転入購入対象者」という。）が、転入前の市区町村において交付された交付取消決定を受けていない購入引換券を市長に提出し、かつ、本人確認書類又は代理人が第4条第2項に定める書類の提示をした場合において、市長は当該他市区町村の購入引換券に係るプレミアム付商品券と同じ販売単位を交付するものとする。
- 7 購入引換券は、交換、譲渡、売買又は担保に供することができない。

(交付取消決定及び原状回復義務)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すこと(以下「交付取消決定」という。)ができる。

- (1) 購入権者が購入対象者に該当しないことを市長が知ったとき。
- (2) 購入権者又はその申請代理人が偽りその他不正の手段により申請を行ったことを市長が知ったとき。
- (3) 申請が第6条第3項の同意を得ることなく行われたことを市長が知ったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が相当の事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付取消決定をした場合は、さいたま市プレミアム付商品券購入引換券交付取消決定通知書兼購入引換券返還請求書(様式第5号)により、交付取消決定がなされたことを当該取消決定を受けた者又は購入代理人に通知しなければならない。

3 市長が購入権者に対し交付取消決定をした場合には、当該取消決定を受けた者は当該取消決定に係る購入引換券を市長に返還する義務を負う。この場合において、市長は当該返還を受けた購入引換券の写しを実行委員会に引き渡すものとする。

(変更決定)

第9条 市長は、不交付決定及び交付取消決定(以下「不交付決定等」という。)をした場合において、その後に新たに判明した事実が当該不交付決定等の基礎としたところと相違することを知ったときは、既に行った不交付決定等を変更し、新たに交付決定を行うこと(以下「変更決定」という。)ができる。

(変更決定等の申出)

第10条 申請者、申請代理人又は購入権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、さいたま市プレミアム付商品券購入引換券変更決定等申出書(様式第6号。以下「変更決定等申出書」という。)により、令和2年2月28日までに市長に対して変更決定又は交付取消決定の申出(以下「変更決定等の申出」という。)をしなければならない。

- (1) 不交付決定等を受けた後に判明した事実が当該決定の基礎とされたところと相

違する場合で、当該事実に基づけば、購入対象者に該当することとなることを理由として、市長に交付を求めるとき。

(2) 交付決定を受けた後に判明した事実が当該決定の基礎とされたところと相違する場合で、当該事実に基づけば、購入対象者に該当しないこととなるとき。

2 前項第1号の規定による申出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、変更決定等申出書（様式第6号）に、新たに判明した事実が不交付決定等の基礎とされたところと相違することを証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、書類を添付できないことにつき、市長がやむを得ない事由があると認める場合はこの限りではない。

3 市長は、第1項の変更決定等申出書の提出があった場合には、当該申出に係る事実を調査し、交付決定、不交付決定又は交付取消決定をしなければならない。

（申請等の取下げ）

第11条 申請者又は申出者が、申請又は変更決定等の申出（以下「申請等」という。）を取り下げようとするとき（第10条第1項第2号の規定の場合を除く。以下同じ。）は、さいたま市プレミアム付商品券購入引換券申請等取下書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の取り下げをすることができる期間は、申請等を行った日から、当該申請等に係る交付決定、不交付決定等又は変更決定がされる日までとする。

（申請が行われなかった場合の取扱い）

第12条 購入対象者から第3条第5項の申請期限までに同条第1項の規定による申請が行われなかった場合は、購入対象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。

（購入引換券の再交付）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、購入権者又は申請代理人の請求（以下「再交付の請求」という。）により、購入引換券を再交付することができる。この場合において、既に交付した購入引換券のうち、当該再交付の請

求に係るものは、当該再交付と同時にその効力を失うものとする。

- (1) 災害その他やむを得ない事由により、この要綱の規定により交付された購入引換券が、プレミアム付商品券との引き換え前に滅失した場合で、市長が再交付の請求に理由があると認めるとき。
 - (2) 災害その他やむを得ない事由により、この要綱の規定により交付された購入引換券が、プレミアム付商品券との引き換え前に毀損（社会通念上、引き換えできない程度に毀損したと認められる場合に限る。）した場合で、市長が再交付の請求に理由があると認めるとき。
- 2 再交付の請求を行おうとする者は、さいたま市プレミアム付商品券購入引換券再交付請求書（様式第8号）に、再交付を受けようとする事由を証明する書類その他の物件を添付（前項第2号に規定する場合にあっては、当該毀損した引換券を含む。）して、市長へ提出しなければならない。
- 3 第1項第2号の場合において、再交付の請求を行おうとする者は、毀損した購入引換券を市長に返還する義務を負い、市長は、当該返還義務が履行されるまでは、当該再交付の請求に係る購入引換券の再交付を拒むことができる。

（交付決定等の期間制限）

第14条 交付決定、不交付決定及び再交付の請求は、令和2年2月28日より後においては行うことができない。

- 2 交付取消決定は、この要綱が失効する令和2年3月31日より後においては行うことができない。

（個人情報の取扱い）

第15条 この要綱の規定に基づいて行う事務に関するさいたま市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報の取扱いについては、同条例の定めるところによる。

（関係書類の整備）

第16条 申請者は、申請及び交付に係る書類を、その申請の日からこの要綱が失効

する令和2年3月31日まで保管しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 - 1 号 (第 2 条関係) 表面

さいたま市プレミアム付商品券購入引換券

さいたま市長



購入権者氏名

購入権者住所

購入単位 4,000 円 (商品券利用可能額 5,000 円)

購入回数 5 回

(注意事項)

この購入引換券は、原則として再交付できませんので、大切に保管してください。

商品券の購入の際は、この購入引換券と本人確認書類 (マイナンバーカード、免許証、健康保険証等。) を商品券販売窓口で購入代金と一緒に持ちください。

代理人・使者等が商品券を購入することもできます。この場合は、販売窓口にお越しになられる方の本人確認書類を提示し、「購入権者氏名」に印字されている本人との関係を申し出てください。

購入時点で生活保護制度の被保護者となっている方が、プレミアム付商品券 (非課税者分) を購入した場合は、商品券利用可能額と商品券購入金額の差額 (プレミアム分) について、収入として認定されます。プレミアム付商品券 (子育て世帯主分) については、購入した場合であっても収入として認定されません。

商品券購入の際は、お釣りの出ないようにご準備ください。

(さいたま市外に転出された方へ)

本購入引換券は、以下の購入確認欄の未押印欄数に応じ、お住まいの市区町村のプレミアム付商品券購入引換券と交換できます (例えば、転出前に確認印が 2 つ押されていた場合には、転出先では同じく確認印が 2 つ押された転出先の購入引換券と交換できます。この場合、転出先では購入単位 3 つ分、商品券が購入可能です。)

【購入確認欄】 ※購入対象者に該当しないことが判明した場合には、本購入引換券を返還いただきます。

--	--	--	--	--

様式第1-1号(第2条関係)裏面
約款

(不交付決定となる場合)

第1条 市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、さいたま市プレミアム付商品券購入引換券(以下「購入引換券」という。)を交付しないものとする。

- (1) 申請者が購入対象者に該当しないとき。
- (2) 申請者又はその申請代理人が補正の命令に従わなかったとき。
- (3) 申請が偽りその他不正の手段によりされたとき。
- (4) 申請が令和元年8月1日から令和元年11月29日までにされなかったとき(市長が災害その他やむを得ない事由により期間内に申請することができないと認めるときを除く。)
- (5) 申請代理人がその要件を欠くとき。
- (6) 交付に係る事務に従事する市職員及びその履行補助者(以下「交付事務員」という。)の質問に対し、答弁をしない又は虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 申請が第4条の同意を得ることなく行われたこと市長が知ったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認めるとき。

(交付決定の取消)

第2条 市長は購入引換券の交付を受けた者(以下「購入権者」という。)が次のいずれかに該当する場合は、既に行った交付決定を取り消す(以下「交付取消決定」という。)ことができる。

- (1) 購入権者が購入対象者に該当しないことを市長が知ったとき。
- (2) 購入権者又はその申請代理人が偽りその他不正の手段により申請を行ったことを市長が知ったとき。
- (3) 申請が第4条の同意を得ることなく行われたことを市長が知ったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認めるとき。

(返還義務)

第3条 市長が購入権者に対し交付取消決定をした場合は、購入権者は購入引換券を市長に返還する義務を負う。この場合において、市長は返還を受けた購入引換券の写しをさいたま市プレミアム付商品券発行业実実行委員会(以下「実行委員会」という。)に引き渡すものとする。

2 市長が購入権者に対して交付取消決定をした時点において、当該購入権者がプレミアム付商品券を購入し、かつ、当該プレミアム付商品券を未だ使用していない場合は、当該購入権者は、当該プレミアム付商品券を実行委員会に返還する義務を負う。

3 市長が購入権者に対して交付取消決定をした時点において、当該購入権者がプレミアム付商品券を使用していた場合は、当該プレミアム付商品券の券面金額から、当該プレミアム付商品券の対価として購入時に支払った金額を控除した残額に相当する金額を金銭により実行委員会に返還する義務を負うとともに、当該購入権者が引き続きプレミアム付商品券を所持している場合は、当該プレミアム付商品券を実行委員会に返還する義務を負う。

(個人情報の取扱い)

第4条 申請者は、申請に際し、交付事務員が購入引換券の交付に係る事務のために必要と認められる範囲内で、申請者の配偶者、申請者を地方税法上の被扶養者とする者、申請者と住民基本台帳法上の世帯を同じくする者(以下この条において「扶養主等」という。)及び申請者の個人情報を収集(必要な資料を他の行政機関等に求めること及び報告要求に対し、他の行政機関等が報告することについて、扶養主等及び申請者が同意している旨を他の行政機関等に伝えることを含む。)及び利用することについて、同意するとともに、あらかじめ扶養主等の同意を得なければならない。

(売買等の禁止)

第5条 購入権者は、購入引換券又はプレミアム付商品券を交換、譲渡、売買又は担保に供することができない。

様式第 1 - 2 号 (第 2 条関係) 表面

年 月 日

さいたま市プレミアム付商品券購入引換券

さいたま市長



購入権者氏名

購入権者住所

購入単位 4,000 円 (商品券利用可能額 5,000 円)

購入回数 5 回

(注意事項)

この購入引換券は、原則として再交付できませんので、大切に保管してください。

商品券の購入の際は、この購入引換券と本人確認書類（マイナンバーカード、免許証、健康保険証等。）を商品券販売窓口で購入代金と一緒に持ちください。

代理人・使者等が商品券を購入することもできます。この場合は、販売窓口にお越しになられる方の本人確認書類を提示し、「購入権者氏名」に印字されている本人との関係を申し出てください。

購入時点で生活保護制度の被保護者となっている方が、プレミアム付商品券（非課税者分）を購入した場合は、商品券利用可能額と商品券購入金額の差額（プレミアム分）について、収入として認定されます。プレミアム付商品券（子育て世帯主分）については、購入した場合であっても収入として認定されません。

商品券購入の際は、お釣りの出ないようにご準備ください。

【購入確認欄】 ※購入対象者に該当しないことが判明した場合には、本購入引換券を返還いただきます。

--	--	--	--	--

様式第1-2号(第2条関係)裏面
約款

(不交付決定となる場合)

第1条 市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、さいたま市プレミアム付商品券購入引換券(以下「購入引換券」という。)を交付しないものとする。

- (1) 申請者が購入対象者に該当しないとき。
- (2) 申請者又はその申請代理人が補正の命令に従わなかったとき。
- (3) 申請が偽りその他不正の手段によりされたとき。
- (4) 申請が令和元年8月1日から令和元年11月29日までにされなかったとき(市長が災害その他やむを得ない事由により期間内に申請することができないと認めるときを除く。)
- (5) 申請代理人がその要件を欠くとき。
- (6) 交付に係る事務に従事する市職員及びその履行補助者(以下「交付事務員」という。)の質問に対し、答弁をしない又は虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 申請が第4条の同意を得ることなく行われたこと市長が知ったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認めるとき。

(交付決定の取消)

第2条 市長は購入引換券の交付を受けた者(以下「購入権者」という。)が次のいずれかに該当する場合は、既に行った交付決定を取り消す(以下「交付取消決定」という。)ことができる。

- (1) 購入権者が購入対象者に該当しないことを市長が知ったとき。
- (2) 購入権者又はその申請代理人が偽りその他不正の手段により申請を行ったことを市長が知ったとき。
- (3) 申請が第4条の同意を得ることなく行われたことを市長が知ったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認めるとき。

(返還義務)

第3条 市長が購入権者に対し交付取消決定をした場合は、購入権者は購入引換券を市長に返還する義務を負う。この場合において、市長は返還を受けた購入引換券の写しをさいたま市プレミアム付商品券発行事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)に引き渡すものとする。

- 2 市長が購入権者に対して交付取消決定をした時点において、当該購入権者がプレミアム付商品券を購入し、かつ、当該プレミアム付商品券を未だ使用していない場合は、当該購入権者は、当該プレミアム付商品券を実行委員会に返還する義務を負う。
- 3 市長が購入権者に対して交付取消決定をした時点において、当該購入権者がプレミアム付商品券を使用していた場合は、当該プレミアム付商品券の券面金額から、当該プレミアム付商品券の対価として購入時に支払った金額を控除した残額に相当する金額を金銭により実行委員会に返還する義務を負うとともに、当該購入権者が引き続きプレミアム付商品券を所持している場合は、当該プレミアム付商品券を実行委員会に返還する義務を負う。

(個人情報の取扱い)

第4条 申請者は、申請に際し、交付事務員が購入引換券の交付に係る事務のために必要と認められる範囲内で、申請者の配偶者、申請者を地方税法上の被扶養者とする者、申請者と住民基本台帳法上の世帯を同じくする者(以下この条において「扶養主等」という。)及び申請者の個人情報を収集(必要な資料を他の行政機関等に求めること及び報告要求に対し、他の行政機関等が報告することについて、扶養主等及び申請者が同意している旨を他の行政機関等に伝えることを含む。)及び利用することについて、同意するとともに、あらかじめ扶養主等の同意を得なければならない。

(売買等の禁止)

第5条 購入権者は、購入引換券又はプレミアム付商品券を交換、譲渡、売買又は担保に供することができない。

様式第2-1号(第3条関係)表面

さいたま市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書

さいたま市長宛

記入日	令和 年 月 日
-----	----------

さいたま市プレミアム付商品券購入引換券(以下「購入引換券」という。)の交付を以下のとおり申請します。

1 申請者について

購入引換券の交付に係る審査において、裏面の約款及びさいたま市プレミアム付商品券事業実施要綱を遵守します。

申請者現住所			
平成31年1月1日時点の住民登録住所		さいたま市	
申請者氏名(か)		生年月日	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成 年 月 日
申請者氏名	㊞	電話番号	— —

2 代理申請について

代理人現住所			
代理人氏名(か)		生年月日	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成 年 月 日
代理人氏名	㊞	電話番号	— —

様式第2-1号(第3条関係)裏面
約款

(不交付決定となる場合)

第1条 市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、さいたま市プレミアム付商品券購入引換券(以下「購入引換券」という。)を交付しないものとする。

- (1) 申請者が購入対象者に該当しないとき。
- (2) 申請者又はその申請代理人が補正の命令に従わなかったとき。
- (3) 申請が偽りその他不正の手段によりされたとき。
- (4) 申請が令和元年8月1日から令和元年11月29日までにされなかったとき(市長が災害その他やむを得ない事由により期間内に申請することができないと認めるときを除く。)
- (5) 申請代理人がその要件を欠くとき。
- (6) 交付に係る事務に従事する市職員及びその履行補助者(以下「交付事務員」という。)の質問に対し、答弁をしない又は虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 申請が第4条の同意を得ることなく行われたこと市長が知ったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認めるとき。

(交付決定の取消)

第2条 市長は購入引換券の交付を受けた者(以下「購入権者」という。)が次のいずれかに該当する場合は、既に行った交付決定を取り消す(以下「交付取消決定」という。)ことができる。

- (1) 購入権者が購入対象者に該当しないことを市長が知ったとき。
- (2) 購入権者又はその申請代理人が偽りその他不正の手段により申請を行ったことを市長が知ったとき。
- (3) 申請が第4条の同意を得ることなく行われたことを市長が知ったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認めるとき。

(返還義務)

第3条 市長が購入権者に対し交付取消決定をした場合は、購入権者は購入引換券を市長に返還する義務を負う。この場合において、市長は返還を受けた購入引換券の写しをさいたま市プレミアム付商品券発行事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)に引き渡すものとする。

2 市長が購入権者に対して交付取消決定をした時点において、当該購入権者がプレミアム付商品券を購入し、かつ、当該プレミアム付商品券を未だ使用していない場合は、当該購入権者は、当該プレミアム付商品券を実行委員会に返還する義務を負う。

3 市長が購入権者に対して交付取消決定をした時点において、当該購入権者がプレミアム付商品券を使用していた場合は、当該プレミアム付商品券の券面金額から、当該プレミアム付商品券の対価として購入時に支払った金額を控除した残額に相当する金額を金銭により実行委員会に返還する義務を負うとともに、当該購入権者が引き続きプレミアム付商品券を所持している場合は、当該プレミアム付商品券を実行委員会に返還する義務を負う。

(個人情報の取扱い)

第4条 申請者は、申請に際し、交付事務員が購入引換券の交付に係る事務のために必要と認められる範囲内で、申請者の配偶者、申請者を地方税法上の被扶養者とする者、申請者と住民基本台帳法上の世帯を同じくする者(以下この条において「扶養主等」という。)及び申請者の個人情報を収集(必要な資料を他の行政機関等に求めること及び報告要求に対し、他の行政機関等が報告することについて、扶養主等及び申請者が同意している旨を他の行政機関等に伝えることを含む。)及び利用することについて、同意するとともに、あらかじめ扶養主等の同意を得なければならない。

(売買等の禁止)

第5条 購入権者は、購入引換券又はプレミアム付商品券を交換、譲渡、売買又は担保に供することができない。

様式第 2-2 号 (第 3 条関係) 表面

さいたま市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書 (子育て世帯主用)

さいたま市長宛

記入日	令和 年 月 日
-----	----------

さいたま市プレミアム付商品券購入引換券 (以下「購入引換券」という。) の交付を以下のとおり申請します。

1 申請者 (世帯主等) について

購入引換券の交付に係る審査において、裏面の約款及びさいたま市プレミアム付商品券事業実施要綱を遵守します。

申請者現住所			
平成 31 年 1 月 1 日時点の住民登録住所		さいたま市	
申請者氏名 (か)		生年月日	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成 年 月 日
申請者氏名	㊟	電話番号	— —

2 申請対象児童について

現住所			
基準日 (※) 時点の住民登録住所		さいたま市	
氏名 (か)		生年月日	年 月 日
氏名	㊟	電話番号	— —

※基準日 B: 令和元年 6 月 1 日 基準日 C: 令和元年 7 月 31 日 基準日 D: 令和元年 9 月 30 日

3 代理申請について

購入引換券及びプレミアム付商品券の購入について、申請者から委任されていることを誓約します。

代理人現住所			
代理人氏名 (か)		生年月日	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成 年 月 日
申請者氏名	㊟	電話番号	— —

様式第2-2号(第3条関係)裏面
約款

(不交付決定となる場合)

第1条 市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、さいたま市プレミアム付商品券購入引換券(以下「購入引換券」という。)を交付しないものとする。

- (1) 申請者が購入対象者に該当しないとき。
- (2) 申請者又はその申請代理人が補正の命令に従わなかったとき。
- (3) 申請が偽りその他不正の手段によりされたとき。
- (4) 申請が令和元年8月1日から令和元年11月29日までにされなかったとき(市長が災害その他やむを得ない事由により期間内に申請することができないと認めるときを除く。)
- (5) 申請代理人がその要件を欠くとき。
- (6) 交付に係る事務に従事する市職員及びその履行補助者(以下「交付事務員」という。)の質問に対し、答弁をしない又は虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 申請が第4条の同意を得ることなく行われたこと市長が知ったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認めるとき。

(交付決定の取消)

第2条 市長は購入引換券の交付を受けた者(以下「購入権者」という。)が次のいずれかに該当する場合は、既に行った交付決定を取り消す(以下「交付取消決定」という。)ことができる。

- (1) 購入権者が購入対象者に該当しないことを市長が知ったとき。
- (2) 購入権者又はその申請代理人が偽りその他不正の手段により申請を行ったことを市長が知ったとき。
- (3) 申請が第4条の同意を得ることなく行われたことを市長が知ったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認めるとき。

(返還義務)

第3条 市長が購入権者に対し交付取消決定をした場合は、購入権者は購入引換券を市長に返還する義務を負う。この場合において、市長は返還を受けた購入引換券の写しをさいたま市プレミアム付商品券発行事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)に引き渡すものとする。

2 市長が購入権者に対して交付取消決定をした時点において、当該購入権者がプレミアム付商品券を購入し、かつ、当該プレミアム付商品券を未だ使用していない場合は、当該購入権者は、当該プレミアム付商品券を実行委員会に返還する義務を負う。

3 市長が購入権者に対して交付取消決定をした時点において、当該購入権者がプレミアム付商品券を使用していた場合は、当該プレミアム付商品券の券面金額から、当該プレミアム付商品券の対価として購入時に支払った金額を控除した残額に相当する金額を金銭により実行委員会に返還する義務を負うとともに、当該購入権者が引き続きプレミアム付商品券を所持している場合は、当該プレミアム付商品券を実行委員会に返還する義務を負う。

(個人情報の取扱い)

第4条 申請者は、申請に際し、交付事務員が購入引換券の交付に係る事務のために必要と認められる範囲内で、申請者の配偶者、申請者を地方税法上の被扶養者とする者、申請者と住民基本台帳法上の世帯を同じくする者(以下この条において「扶養主等」という。)及び申請者の個人情報を収集(必要な資料を他の行政機関等に求めること及び報告要求に対し、他の行政機関等が報告することについて、扶養主等及び申請者が同意している旨を他の行政機関等に伝えることを含む。)及び利用することについて、同意するとともに、あらかじめ扶養主等の同意を得なければならない。

(売買等の禁止)

第5条 購入権者は、購入引換券又はプレミアム付商品券を交換、譲渡、売買又は担保に供することができない。

様式第3号（第7条関係）表面

さいたま市プレミアム付商品券購入引換券交付決定通知書

さいたま市長

印

さいたま市プレミアム付商品券購入引換券を交付することを決定しましたので通知します。

申請者住所

申請者氏名

住 所

氏 名 様

さいたま市長

㊟

さいたま市プレミアム付商品券購入引換券交付取消決定通知書兼購入引換券返還請求書

次のとおり、先に行ったプレミアム付商品券の購入引換券に係る交付決定を取消しましたので、通知するとともに、返還義務の履行を請求します。

1 取消の対象となるさいたま市プレミアム付商品券購入引換券交付決定の内容

区分	引換券番号	通知日

2 理由

--

3 購入引換券の返還義務

この通知を受け取った日から、先にお送りいたしましたプレミアム付商品券に係る購入引換券の交付決定は無効となりますので、購入引換券の返還義務が生じます。

購入引換券を窓口又は郵送にて返還してください。

年 月 日

さいたま市長 宛

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)
電話番号 _____

申請代理人 住所 _____
氏名 _____ (印)
電話番号 _____

さいたま市プレミアム付商品券購入引換券変更決定等申出書

次のとおり変更決定等の申出をします。

1 申出する変更決定等の内容

いずれか該当する項目に○をつけてください。

変更決定等の内容	
1	不交付決定等から交付決定への変更
2	交付決定から交付取消決定への変更

2 変更決定等の対象となる決定

_____年 _____月 _____日 第 _____号

3 申出の理由

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

さいたま市長 宛

住所 _____

申請等をした者 氏名 _____ ⑩

電話番号 _____

さいたま市プレミアム付商品券購入引換券申請等取下書

次のとおり申請等を取下げます。

○取下げの対象となる申請等の内容

申請等の区分	申請等を提出した日

